

**令和2年度県内貿易事業者等とのビジネス連携に関する調査委託  
(国際戦略推進企画事業)  
公募要領**

沖縄県では、以下の事業を実施します。

受託を希望される事業者は、本要領に従って企画提案書を提出してください。

**1 事業名**

令和2年度県内貿易事業者等とのビジネス連携に関する調査委託  
(国際戦略推進企画事業)

**2 事業目的**

(1) 事業の目的

国際物流ネットワークの拡充及び物流量の増加に取り組む必要があることから、県内事業者の輸出入ビジネスの拡大に向け、海外に商流、物流や人的ネットワークを持つ県内貿易事業者等（以下、「県内貿易事業者等」という）を活用したビジネスの可能性やビジネスマッチングの手法について検討し、モデル化と普及を目指す。

**成果目標**

- ・ 県内貿易事業者等リストの作成（掲載数 50 社）
- ・ 県内貿易事業者等とのビジネスマッチング手法の検討とモデル化

**3 業務内容**

県内貿易事業者等を活用したビジネスの可能性やビジネスマッチングの手法について検討するためのヒアリング調査を実施し、成果物としてとりまとめる。詳細は企画提案仕様書を確認すること。

(1) ヒアリング対象

- ① 海外に商流、物流や人的ネットワークを持つ県内貿易事業者等
- ② 商材の海外販路を模索又は拡大を目指す県内事業者

(2) 成果物

① 県内貿易事業者等リストの作成

各事業者のもつ商流、物流や人的ネットワークや取扱う商品等をリスト化する。県内事業者の輸出入ビジネス促進に資するコンテンツとすること。

② 報告書及び概要版（普及用）作成

報告書：ヒアリング調査内容をもとに、県内貿易事業者等と県内事業者のビジネスマッチングの手法を検討し、提案を行うこと。

概要版（普及用）：報告内容の概要及び、県内事業者への普及用として、輸出入に向けた商談の流れ等を抽象化しモデルとしてまとめること。

#### 4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去に地方公共団体から同様もしくは関連する内容の事業を受託した実績を有し、本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者であること。
- (4) 本委託業務を実施するため、十分な人員体制を有する者であること。
- (5) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等にかかる競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。また、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 法人税及び県民・市町村民税を滞納していないこと。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)(2)(6)(7)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)、(4)及び(5)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (9) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

## 5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり。

## 6 公募期間

令和2年8月20日（木）～9月7日（月）

## 7 応募の手続き

質問受付	質問期間：令和2年8月20日（木）～9月3日（木） 回答期限：令和2年9月4日（金） 提出先：沖縄県 商工労働部 アジア経済戦略課 仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式1]を記入し、電子メールに より提出してください。aa050075@pref.okinawa.lg.jp 回答は、アジア経済戦略課HPにて随時掲載します。
提案書提出	提出期限：令和2年9月7日（月）17時 応募書類等は、持参もしくは郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は、書留郵便や宅急便等発送履歴の確認ができる方法とすること。 （提出先） 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階 電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526
評価委員会	日時：令和2年9月15日（火）午前 予定 場所：県庁5階子ども生活福祉部会議室 （備考） ・書類審査（1次審査）通過者を対象に、プレゼンテーション審査（2次審査）を実施します。1次審査結果及び通過者に対する2次審査詳細は、9月11日（金）までにご担当者様あて連絡いたします。

## 8 提出書類及び必要部数等

下記様式2～7、その他資料を一連にして10セット（原本1部、コピー9部※すべて片面印刷）作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け、ファイルにまとめて綴って提出すること。

パワーポイント等により資料を添付する場合、A4縦になるよう作成すること。

- (1) 企画提案応募申請書[様式2]
- (2) 企画提案書[様式3] ※1
- (3) 会社概要表[様式4]
- (4) 積算書[様式5] ※2
- (5) 事業計画[様式6]
- (6) 実績書[様式7]
- (7) 誓約書[様式8] ※3
- (8) コンソーシアム協定書(共同企業体の場合)
- (9) その他提案に関する資料(様式任意)

一連にして10セット(片面)作成し、ファイルに綴ること。  
様式2は原本1部のみ押印。

ア 定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

イ 履歴事項全部証明書(法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類)

ウ 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

エ 応募者の概要がわかるもの(会社案内等)

オ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類

※1 企画提案書には要点を記載し、詳細は(9)で添付すること。全てを「別添参照」とすることは不可なので留意すること。

※2 積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

○直接人件費

○直接経費(旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等)

○一般管理費(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内とすること。)

○再委託費(外注になるか再委託かは、業務の内容に応じて各社で判断すること。再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。)

○消費税(旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。)

※3 排除対象者ではないことを誓約するもの。なお、排除対象者とは、以下の者とする。

#### 排除対象者

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 2 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき</li><li>4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき</li><li>5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</li></ol> |
|---|

## 9 委託候補者の選定

### (1) 選定の方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、委託候補者の優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査（1次審査）を行い、プレゼンテーション審査（2次審査）対象者を選定する。
- ③ 1次審査に合格した事業者を対象に、必要に応じて、プレゼンテーションによる審査を行う（2次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ④ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ⑤ 評価委員会により選定した委託候補者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑥ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

### (2) 主な評価項目（予定）

「事業目的」や「成果目標」を達成する提案内容となっているか、以下の項目により評価を行う。

- ①適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- ②実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- ③具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- ④妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）
- ⑤総合評価

## 10 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除すること

ができる。

- (5) 委託候補者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と委託候補者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

〈沖縄県財務規則〉

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

**【問い合わせ先】**

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階  
沖縄県 商工労働部 アジア経済戦略課 国際物流推進班 担当：宮城  
電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526  
E-mail : [aa050075@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp)